

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月10日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部 観音台第3管理部長 高橋 秋彦
(押印省略)

1 競争に付す事項

- (1) 件名 及び 数量 移動式密閉型炭化試験装置 1式
- (2) 仕様 ・ 規格等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和6年4月30日
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 競争参加資格

- (1) 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同資格を有する者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記2(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。
- (7) 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期限及び場所

交付期限

令和6年1月29日(月)まで

※土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

交付場所

以下において交付又は電子メールでの送付を行う。

〒305-8604 茨城県つくば市観音台3-1-3

農研機構本部管理本部 観音台第3管理部 会計課会計チーム（契約担当）

電話 029-838-8172 ファクシミリ 029-838-8166 メール naro3-nyusatsu@ml.affrc.go.jp

(2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限、場所及び方法

令和6年1月30日(火)午後4時まで（必着）

(1)に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）にて提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

本件についての入札説明会は開催しないが、入札説明書の交付時に必要に応じ説明を行う。

(4) 郵送等による場合の入札書の受領期限及び場所

令和6年2月6日(火)午後4時まで（必着）

上記3(1)に郵送（書留又は簡易書留）で提出すること。

(5) 入札執行の日時及び場所

令和6年2月7日(水)午後1時30分 〒305-8604 茨城県つくば市観音台3-1-3

農業環境研究部門 研究本館1階 会議室 153室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 競争参加資格を有していない者の参加

上記2(3)に掲げる競争参加資格を有していない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することが出来るが、競争に参加するためには、開札の時において、当該有資格者であり、なおかつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無。

(9) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 農研機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(農研機構OB)の人数、職名及び農研機構における最終職名
- ② 農研機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している農研機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

売 買 契 約 書

- | | | | |
|---|-----------|---|-----|
| 1 | 件名及び数量 | 移動式密閉型炭化試験装置 | 1 式 |
| 2 | 仕様・規格等 | 別紙内訳書のとおり | |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 | 円 |
| | | (うち消費税及び地方消費税額 金 円) | |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和6年4月30日 | |
| 5 | 納 入 場 所 | 別紙仕様書のとおり | |
| 6 | 検 査 場 所 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
観音台第3管理部会計課会計チーム | |
| 7 | 契 約 保 証 金 | 免 除 | |

上記件名（以下「物件」という。）について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「発注者」という。）と、（以下「受注者」という。）との間に、上記各項及び次の契約条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 茨城県つくば市観音台3-1-3
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部観音台第3管理部長 高橋 秋彦

受注者

契約条項

- 第1条 受注者は、頭書の仕様・規格に基づき、納入期日内に物件を発注者に引き渡すものとする。
- 2 仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じたときは発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、軽微なものについては、発注者の解釈及び指示に従うものとする。
- 第2条 受注者は、期日内に物件を引き渡すことができないときは、あらかじめ発注者に対し遅滞の理由及び引き渡し見込日時を明らかにした書面を提出して、期間延長の承認を求めなければならない。
- 第3条 発注者は、受注者が期日内に物件の引き渡しを完了しないときは、前条の承認にかかわらず、受注者に対し、遅滞金を請求することができる。ただし、その遅滞が天災地変等やむをえない理由によるときはこの限りでない。
- 2 前項の遅滞金は、納入期日の翌日から納入の日までの遅滞日数1日につき未納部分に対する契約金額の年3%に相当する額とする。ただし、未納部分に対して、金額の算定が困難なものについては、契約金額の年3%に相当する額とする。
- 3 第1項による遅滞金の請求は、第12条及び第14条による違約金の請求を妨げない。
- 第4条 受注者は、物件を納入するときは、その旨を発注者に通知し、発注者の命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 第5条 検査職員は前条の通知を受けた日から10日以内に当該物件について検査を行うものとする。また、受注者は検査職員の指示に従って物件の検査に必要な作業を行わなければならない。ただし、受注者が立ち会わない場合は、受注者欠席のまま単独で検査をすることができる。
- 2 検査職員は、当該物件の全部又は一部について不当な箇所を発見したときは、受注者に対し適当日時を定めて他の良好な物件と取り替え又は修補を請求することができる。この場合、受注者は直ちに不合格となった物件を引き取り、他の良好な物件を納入し又は不当箇所の修補を行わなければならない。この場合において、履行遅滞が生じたときは、受注者はその責めを免れることができないものとする。
- 3 物件の検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- 第5条の2 発注者は、第5条の規定による検査の結果、不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めるときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。
- 第6条 契約物品の所有権は、第5条の規定による検査に合格し、発注者が当該物品を受領したとき又は前条の規定により発注者が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第5条第2項の規定により減額請求した場合において、発注者が当該物品の納入を認め、引き渡しを完了した日に、当該物件の所有権は発注者に移転するものとする。
- 2 前項の規定により契約物品の所有権が発注者に移転したときに、発注者は受注者の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする
- 3 契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに発注者に帰属するものとする。
- 第7条 前条に定める所有権等移転の時以前に当該物件について生じた損害は、発注者の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて受注者の負担とする。
(契約不適合責任)
- 第8条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、発注者は、自らの選択により、受注者に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をす

ることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 3 発注者が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、発注者は、当該履行の追完期間に応じて第3条第2項の規定に準じて計算した金額を受注者に対し請求することができる。
 - 4 発注者は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は受注者が第1項に規定する発注者の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は発注者に対し、第14条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、発注者は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
 - 5 発注者は、第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、受注者に対してその賠償を請求することができる。ただし、第14条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第4項の規定を適用するものとする。
 - 6 発注者は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に受注者に対して通知するものとする。
 - 7 第1項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
 - 8 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。
 - 9 履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

第9条 受注者は、物件の引き渡しを完了したときは、発注者の定める手続きに従って契約代金の支払を請求するものとする。

第10条 発注者は、受注者が適法な支払請求書を提出した日から同日の属する月の翌月の末日まで（以下「約定期間」という。）に契約金額を受注者に支払わなければならない。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適正のため、受注者に返送した場合には、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

第11条 受注者は、発注者が約定期間内に代金を支払わない場合、発注者に対し遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき年2.5%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
 - 3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむをえない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。
- 第12条 発注者は、次の各号、第2項又は第3項の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害をこうむることがあっても、発注者は、その責を負わない。なお、第2項又は第3項に該当する場合、発注者はこの契約の全部又は一部を解除するにあたり何ら催告を要しないものとする。

- (1) 天災その他、受注者の責に帰することのできない理由により、受注者が解約を申し出て発注者が承認した場合
- (2) 受注者がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 受注者が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せず又は履行する見込みがないと認められる場合
- (4) 受注者が破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合

- (5) この契約の履行にあたり、受注者又は受注者の使用者に不正の行為があった場合
- (6) 第5条に定める検査職員の検査を、受注者若しくはその代理人又は受注者の使用人等が妨げた場合

(7) 前各号に掲げる理由以外の理由により、受注者が解約を申し出た場合

2 受注者（受注者が共同経営者であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店及び事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて経理責任者等の業務を妨害する行為

(5) その他全各号に準ずる行為

4 発注者は、第1項第1号に定める理由により、この契約を解除する場合は、受注者に対し違約金を請求しないものとする。

5 発注者が、第1項第2号から第7号、第2項又は第3項までに掲げる理由により、この契約を解除する場合、受注者は違約金として、予定総額（支払総額が確定していない場合には契約金額に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

6 前項に定める違約金の請求は、第3条による遅滞金の請求及び第14条による違約金の請求を妨げない。

第13条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第

- 198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第13条の2 発注者は、第12条又は第13条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対して契約の解除前に発生した受注者の損害を賠償するものとする。
- 第14条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項による違約金の請求は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 第1項及び第2項による違約金の請求は、第3条による遅滞金の請求及び第12条による違約金の請求を妨げない。
- 第15条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。
- 第16条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金及び違約金等があるときは、発注者は、その選択により、受注者に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収する。
- 第17条 受注者は発注者に通知した住所又は営業所所在地（以下「住所等」という。）をもって、発注者からの書類を受領する場所とする。
- 2 受注者は、その住所等の変更があつた場合には、速やかに発注者に対してこれを通知する。
- 3 以下のいずれかの場合は、発注者が受注者の届出済みの住所等に送付すれば、当該書類は通常到達すべきであつた時に受注者に送達があつたものとみなす。
- (1) 受注者が前項の通知を怠つた場合
- (2) 受注者が所在不明となつた場合
- (3) 受注者が発注者からの書類の受領を拒絶した場合
- (4) その他発注者が受注者に対して通常の方法により意思表示を通知することができない場

合

(経済情勢等による変更)

第18条 契約期間中に経済情勢の激変その他異常な事態の発生により、契約額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第19条 発注者及び受注者は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について発注者と受注者との間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。

第20条 本契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟その他の裁判手続による解決が必要となった場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所として合意する。

仕様書

1. 品名 移動式密閉型炭化試験装置

[構成内訳]

本体 1式

2. 納品期限 令和6年4月30日

3. 納入場所 GI基金圃場（千葉県佐倉市）

4. 搬入設置に係る諸条件

- ・設置場所で使用可能な電源 三相200V
- ・電源工事の要否 否
- ・クレーン搬入の要否 否
- ・搬入経路、設置場所の確認 済
- ・搬入設置費 落札者負担

5. 規格・数量等 以下のとおり

規格・数量
①炭化の際に発生する排煙装置を有し、環境汚染がないこと
②炭化炉稼働に際し、電源、化石燃料等が不要で、基本的には無動力での炭化が可能であること。（複数のユニットや数種類の資材を炭化する場合は吸引ファンを活用）
③処理能力は約4時間～8時間での炭化が可能であること。
④ユニット方式により、コンパクトな躯体で、小スペースに設置可能であること。4トンユニットでの移動製炭も可能。
⑤硬い竹材を含むあらゆる木質材料（従来炭化が困難とされていた雑木も想定）に対応できる、地域から発生するもみ殻にも対応できる高温・短時間での炭化を可能であること
⑥8年間の実証試験に対応できる堅牢な設備であること。
⑦バッチ式で、4時間で3m ³ の量を炭化できること。
⑧躯体は、生産履歴が明らかな国産原材料を用い、高品質と耐久性を保持していること。
⑨本体寸法は4トンユニットで搬送できる W200cm以下×H250cm以下×D250cm以下であること。
⑩炭化ユニット本体重量が2000kg以下であること。
⑪電源AC200Vが使用可能であること。（2基までなら100Vでも対応可）
⑫移動が可能で屋外での試験にも適した仕様設計であること。

（参考）上記仕様を満たすと想定される物品名・規格（同等品もしくはそれ以上の性能を有すること）

品名・規格・数量
有限会社 紋珠 「密閉一体型BC炭化ユニット」

6. 検査場所 3. 納入場所のとおりに

7. 担当者 農業環境研究部門 気候変動緩和策研究領域 緩和技術体系化グループ

須藤重人

8. その他

1) 納入に際しての注意事項

- ・あらかじめ納入場所の担当職員と搬入経路等を打合せの上、実施すること。
 - ・セットアップ、試運転まで行うこと。
 - ・フォークリフトの操作が可能な者を手配すること。※現地にあるフォークリフト(1 t以上)無償貸出可
- 2) 使用者に対して機器の取扱説明を十分に行うこと。
- 3) 障害時の連絡体制として、対応者への連絡が電話、FAX、携帯電話、電子メールのいずれかの方法で確保できること。
- 4) 技術的相談窓口、および装置の障害発生等に対して技術者を設置場所へ速やかに派遣できるサポート体制が国内に整えられていること。
- 5) 引き渡しから1年以内の製造者側に起因する故障については、受注者において無償で修理・交換等の対応をすること。
- 6) 提供されている装置について、日本語のマニュアルを1部提出すること。
- 7) その他疑義が生じた際は担当職員と協議のうえ承認を得ること。